

70歳以上(※)の皆さまへ 平成30年8月から、高額療養費の上限額が変わります

(※) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。



高額療養費制度とは、

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

平成30年8月から、上限額(月ごと・70歳以上(※))が下の表のように変わります。あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。



年収約370万円～約1,160万円(住民税課税所得145万円以上690万円未満)の方はご注意ください!! ※年収は年金収入のみの方の金額

平成30年8月以降、ひと月に1つの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、町住民課窓口で、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払額が高額になる場合があります。(ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。)

新たに「限度額適用認定証」を申請

平成30年7月までの上限額(70歳以上(※))

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み 住民税課税所得145万円以上の方	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円(※2))
一般 住民税課税所得145万円未満の方(※1)	14,000円 (年間の上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円(※2))
住民税非課税 II 住民税非課税世帯(※3)		24,600円
	I 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)(※3)	8,000円

平成30年8月からの上限額(70歳以上(※))

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
III 住民税課税所得690万円以上の方		252,600円 +(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円(※2))
II 住民税課税所得380万円以上690万円未満の方		167,400円 +(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円(※2))
I 住民税課税所得145万円以上380万円未満の方		80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円(※2))
一般 住民税課税所得145万円未満の方(※1)	18,000円 (年間の上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円(※2))
住民税非課税 II 住民税非課税世帯(※3)		24,600円
I 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)(※3)	8,000円	15,000円

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

75歳以上(※2)の皆さまへ 平成30年度(※1)から、医療保険料の軽減率が変わります

(※2) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。



75歳以上(※2)の方の保険料は、

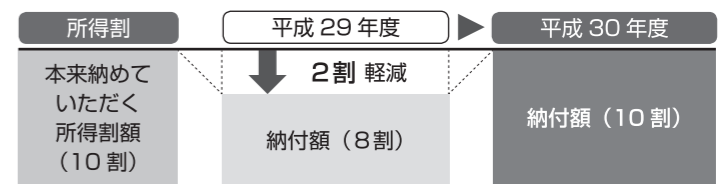
①年収に応じて納めていただく部分 **所得割** と、
②全員に納めていただく定額部分 **均等割** があります。

平成30年度(※1)から、75歳以上の方の軽減率が下のようになります。(※1)平成30年度の保険料改定により、皆さまの保険料の支払い額が変わるのは、振込口座振替などで7月から、年金引き落としの方で10月からとなります。



1 所得割が変わる方 ▶▶▶ 年収 約153万円～約211万円の方 ※年収は年金収入のみの方の金額。

平成29年度の所得割は、特例的に**2割軽減**されていましたが、平成30年度から本来納めていただく所得割額になります。(均等割の定額部分は変わりません。)

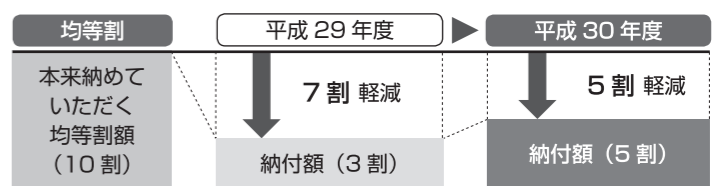


2 均等割が変わる方 ▶▶▶ 元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険、共済組合などで被扶養者であった方
特定の要件 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成29年度の均等割は、特例的に**7割軽減**されていましたが、平成30年度は5割軽減になります。

※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。



保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。そのため平成29年度よりも平成30年度の保険料額が増える方についても、

実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。

